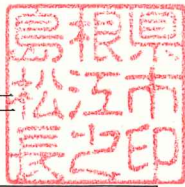


松江市告示第 339 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定による廃止の届出がされたので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 10 日

松江市長 上 定 昭 仁



事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日	廃止する事業	事業所番号
一般社団法人しまね発達 発酵研究所 松江市八雲町東岩坂 477-5	カメの子第 1 教室 松江市八雲町東岩坂 477-5	令和 7 年 6 月 30 日	児童発達支援	3250100512